

厚生常任委員会 所管事務調査報告（平成28年度）

1 経過

	開催日	主な調査内容
1	平成28年 5月16日	○正副委員長を互選し、閉会中の継続調査の申出を行った。
2	5月26日	○府中市病院機構・POMこどもの国について、執行部から説明を受けた。
3	6月14日	○今年度の所管事務調査事項を、 ①地域包括ケア推進事業について ②府中市病院事業（湯が丘病院・府中市病院機構）について ③保育所整備事業について 3項目に決定し、各委員が3班に分かれて調査研究を行うこととした。 ○事務事業評価に向けて、執行部へ評価を依頼する事業を決定した。
4	7月14日	○各班から調査研究結果の報告を受け、次の事項を決定した。 ①府中市病院機構の管内視察を行う。 ②長寿支援課及び湯が丘病院から調査事項に対する説明を受ける。
5	7月22日	○執行部が行った事務事業評価の説明を受けた。
6	8月10日	○府中市病院機構の管内視察を行った。 ○長寿支援課及び湯が丘病院から、調査事項に対する説明を受けた。
7	8月19日	○各委員が行った事務事業評価をもとに、委員会としてのまとめを行った。
8	9月14日	○事務事業評価シートを最終決定した。 ○議会報告会で報告する内容を協議した。
9	9月23日・29日 10月 3日・ 7日	○議会報告会で報告する内容を協議した。
10	10月31日～11月 4日	○市内4箇所で開催した。

	開催日	主な調査内容
11	11月7日～9日	○栃木県小山市・東京都武蔵野市・千葉県松戸市へ行政視察を行った。
12	11月21日	○保育所整備計画、中須保育所民営化、POM建替進捗状況などについて、女性こども課から説明を受けた。 ○行政視察のまとめを行った。
13	12月13日	○議会報告会で出された意見の取り扱いについて協議を行った。
14	平成29年1月11日	○たま保育園の管内視察を行った。 ○データヘルス計画について、執行部から説明を受けた。 ○これまでの所管事務調査をもとに、執行部へ提言する内容を協議した。
15	1月27日	○執行部へ提言する内容を協議した。
16	2月13日	○保育環境創造計画について、執行部から説明を受けた。 ○提言内容について、健康福祉部長へ説明し、意見交換を行った。

2 行政視察

期 間 平成28年11月7日（月）～9日（水）

視 察 先 栃木県小山市（人口 約166,000人、面積171.76km²）

東京都武蔵市（人口 約143,000人、面積10.98km²）

千葉県松戸市（人口 約484,000人、面積61.38km²）

栃木県小山市 ～地域医療充実に向けた取り組みについて～

(1) 地域医療を守り育てる条例

① なぜ、今、条例が必要なのか。

医師や行政が頑張れば何とかなるといふ問題ではなく、住み慣れたこの小山市を、将来にわたり安心して必要な医療を受けられる「まち」にしていくためには、皆の力が必要である。

市、市民、医療機関、事業者が一体となり、限りある医療資源を守り支え

育て合うという意識を持って、地域全体で今から取り組まなければならない問題である。

② 何をすればよいのか。

(市民)

- ① 日頃からの健康づくり
- ② 適切な受診行動

(医療機関)

- ① 患者の立場や人権に配慮し、信頼関係の構築
- ② 市、介護、福祉施設等との医療機関相互の連携
- ③ 人材の育成や確保

(事業者)

- ① 市が行う健康の保持増進施策や地域医療推進施策への協力
- ② 健康づくりや地域医療に必要な事業の実施

(市)

- ① 市民の健康の保持増進に必要な施策の実施
- ② 地域医療を守り育てるための施策の実施

(2) これまでの取り組み

① 啓発活動

シンポジウムや研修会等を通じ、広く市民に地域医療への関心を持ってもらう。

② 小中学校「命の授業」

命の大切さや、医療に対する関心を小さい頃から持ってもらう。

③ 市民会議

医療のことを皆（市・市民・医療者）で考え、情報を発信する。月に1回程度開催。

(3) 新小山市民病院の取り組み

① 院長の強力なリーダーシップにより、経営改革推進会議を毎週開催し、各担当者からの自由な意見を聞き、改革につなげる。

② 経営改革推進会議の内容は、院内広報で全職員に周知され、全員が同じベクトルを持って取り組む。

東京都武蔵野市 ～介護予防・日常生活支援総合事業について～

(1) 「認定ヘルパー」制度

- ① 独自の研修を実施し、修了者を「認定ヘルパー」として認定（3日間計18時間程度の講義）

- ② 研修を受講することで、ヘルパーの資格を持たない市民でも、総合事業ではヘルパーとして家事援助サービスの提供が可能
- ③ 「まちぐるみの支え合い」「軽度者に対するサービスの人材確保」「支援の質の担保」を同時に実現

(2) 独自の事業者指定制度の創設

(背景)

- ・サービス提供主体の多様化の中で、介護保険で指定を受けていない事業者等をサービス提供主体として位置づける必要がある。
- ・事業者と直接、委託契約を締結すると、市が債権管理を行う必要があるため、事務負担が増加する。

(制度の創設)

- ・市が独自に基準を設定し、事業者を指定
- ・国保連合会の機能を市が担う。
- ・利用料の請求等は事業者が直接、利用者に対して行う。

(3) テンミリオンハウス事業

地域の人材と建物を有効活用した上で、年間1千万円（テンミリオン）を上限とした市の補助を得て運営する。身近で、小さな施設なら、軽快なフットワークを活かした取り組みが可能と考え、家を活用した共助の仕組みを展開している。

- ・住民ニーズに応じた柔軟・軽快なサービスの提供
- ・作る福祉から使う福祉へ（民間の力の活用）
- ・介護保険の限界を乗り越える
- ・地域に活力を生み出し、地域に参加する機会を創出

(4) レモンキャブ（移送サービス）事業

バスやタクシーなどの公共交通機関の利用が困難な高齢者・障害者を対象に、目的を限定せず個別のニーズに対応するドア・ツー・ドアの送迎サービスで、閉じこもり防止等の介護予防や生きがい増進などを図ることを目的としている。

- ・運営主体：武蔵野市民社会福祉協議会（委託）
- ・利用日時：原則、月～土曜日
- ・利用料等：年会費1,000円、協力費800円／30分
- ・会員数：864名（平成28年3月末現在）

千葉県松戸市 ～介護予防・日常生活支援総合事業について～

(1) 総合事業の対象者像

認定調査結果から見ると、その多くで、ADL（日常生活動作）は自立しているが、IADL（手段的日常生活動作）の一部は行いにくくなっている。

(2) 基本的な考え方

今後、特に後期高齢者が増加する。一方、生産年齢人口の減少、介護人材の高齢化などにより、財源・担い手が減少するため、制度を安定・継続的に維持していく必要がある。

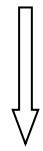
(3) 捉え方

点：総合事業



介護予防・日常生活支援総合事業

線：地域支援事業



介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業

任意事業

面：地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、

①住まい、②医療、③介護、④予防、⑤生活支援
が一体的に提供されること

※ 2025年の保険料が全国平均を上回る危機感を一般高齢者と共有(情報提供)

(4) 通所型短期集中予防サービス

状態改善の達成を目指す期限（原則3ヶ月程度）を明確に設定した上で、保健・医療の専門職が対象者の機能低下の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する。

改善のためのインセンティブの創設：改善加算・卒業証書授与など

(5) 元気応援ほけん

高齢者のためのボランティア活動を安心して行うことができるように、活動中の方が一のケガや事故に備える。

① 対象者：高齢者ボランティア活動団体等

② 対象となる活動：

自主的に無報酬で継続的・計画的に行う、公益性のある活動

③ 対象となる事故：賠償責任の補償、ケガの補償

(6) 今後の課題

① 少子・高齢化の進展により、対象者が増加

⇒ 軽度者の早期発見・早期改善により自立期間を延伸（新たな需要の抑制）

② 専門職の不足

⇒ 多様な主体による多様なサービスを創出

⇒ 専門職の質の向上（事業者の意識改革）

⇒ 行政主導ではなく、地域主導（地域マネジメント）

【行政視察を終えての意見、感想】

栃木県小山市

- (1) 院長の強いリーダーシップのもと、経営会議を毎月開催し、各担当から自由な意見を聞き改革につなげている。また、会議の内容を院内広報で周知し、医師・看護師・職員が同じベクトルを持って取り組んでいる。
- (2) 「地域医療を守り育てる条例」は、条例制定までに多くの関係機関を巻き込んだ審議を重ねており、市民の総意としての条例となっている。

東京都武蔵野市

- (1) 独自の研修を実施し、修了者を「武蔵野市認定ヘルパー」として認定している。介護人材が不足する中、高齢者や主婦等が軽度者の家事援助などの担い手として活躍しており、生きがいつくりにもつながっている。
- (2) 空家等を活用した「テンミリオンハウス」、外出が困難な方の移送サービス「レモンキャブ」など地域力を活用したさまざまな取り組みを行っている。

千葉県松戸市

- (1) 75歳以上の単身高齢者世帯に対して記名式アンケートを行っているが、未回答者に対しては、民生委員が訪問して回収している。アンケート調査により、行政主導でサービスを提供するのではなく、地域特性に応じて不足しているサービスを把握し、地域主導でサービスを提供することが重要だと感じた。
- (2) 自立への改善にスポットが当てられており、各事業所への改善の動機付けを行っているため、介護保険の趣旨が生かされている。

3 事務事業評価

議員が事業の目的や内容、事業量等を確認し、その成果を妥当性・有効性・効率性等の観点から、その問題点等を明らかにする事務事業評価を実施した。

本委員会では、次の5事業を抽出し、評価を行った結果、いずれの事業も「一部見直しのうえ継続すべき」とし、意見を付して、来年度の予算編成への反映を求め、市長に対し提言した。

(1) 精神保健福祉事業

(2) ひとり親家庭等に対する支援事業

- (3) 発達障害支援事業
- (4) 高齢者の生きがいつくり推進事業
- (5) 地域包括ケア推進事業

4 所管事務調査や行政視察を踏まえ、市に具体的な対応を求めるもの

- (1) 本市が目指す地域包括ケアシステムの将来像を明確にし、実現に向けての組織体制を含めた推進プランを策定し、関係機関等と共通認識を持った上で、行政が強力なリーダーシップを発揮し実行に移されたい。
- (2) 子どもを取り巻く環境の現況と課題を正確に把握し、それに対応した支援策を拡充されたい。
- (3) 府中市保育環境創造計画の概要を早期に提示し、利用者や関係者等に対して丁寧な説明に努められたい。
- (4) 地域が持つ特性を詳細に把握し、医療と介護の市民ニーズに合った医療体制を構築し、市民に説明する中で信頼関係を築く必要がある。そのような活動の中で、足りない医療の補完方法など市民の不安を解消するよう、府中市病院機構と連携し取り組まれたい。